

ここでは、ガイドラインに基づく申請および認定後の事業運営等に関してご留意いただきたい点を記載しております。

項	内容	回答	備考
1	(別表2) 資格において求められる知識等の水準について	設問において、表層的な知識を問う問題（単に年号を問うもの、人物名の正誤を問うもの等、要件が求める趣旨とは異なる問題）に終始するものについては、水準に到達していないとみなします。	
2	(別表2) 資格において求められる知識等の水準について	環境省認定制度脱炭素アドバイザー ベーシックの試験問題においては、全体の設問中、別表2の「サステナビリティ全般の基礎知識の習得において、気候変動対策の重要性に関する以下の事項」に合致する設問を3割以上として下さい。	
3	(別表2) 資格において求められる知識等の水準について	環境省認定制度脱炭素アドバイザー アドバンストの試験問題においては、全ての問題が、別表2におけるアドバンストで求められる「資格において求められる知識等の水準」に合致することを原則とします。	
4	3.3.2資格付与試験の形式について	資格付与試験の実施においては、資格受験者の公平性を担保する観点から、不正行為の未然防止策を講じた上で、試験運営を行うこと。（例：試験会場における座席配置等の一般的なカンニング防止措置、受験者の視線監視や画面コピー防止等の不正対策が講じられたCBT試験の利用、受験者が属する企業・団体等の利害関係者への試験運営の委託禁止、ペーパー試験における問題用紙の全数回収の徹底、他人へのなりすまし防止のための本人確認の実施、等） 上記に依れない場合には、事前に環境省にご相談ください。	